重要文化財旧小寺家厩舎管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第27条の規定により重要文化財に指定された旧小寺家厩舎(以下「旧厩舎」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 旧厩舎は、法の定めるところにより重要文化財として保存し、あわせて、本市の教育文化活動のために使用するものとする。

(目的外使用)

第3条 市長は、前条に規定する目的を妨げない限度において、絵画展、彫刻展その他の文化的 行事のための旧厩舎の使用(観覧を含む。以下同じ。)を許可することができる。

(使用日及び使用時間)

- 第4条 旧厩舎の使用日及び使用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、 臨時に変更することができる。
 - (1) 使用日 1月5日から12月27日まで
 - (2) 使用時間 午前9時から午後5時まで
- 2 前条の規定による旧厩舎の使用は、特別の事情がある場合を除くほか、1行事について、 2週間を越えることができない。

(使用許可の申請)

- 第5条 旧厩舎を使用しようとする者は、様式第1号による使用許可申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。ただし、観覧の場合においては、使用許可申請書の提出は、要しない。
- 2 前項の規定による使用許可申請書の提出は、特別の事情がある場合を除くほか、使用日の10日前までに行なわなければならない。
- 3 市長は,前2項の規定による申請に基づき,使用を許可したときは,観覧の場合を除き,様式第2号による使用許可書を交付するものとする。

(使用許可の基準)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請に係る使用が次の各号の一に該当すると認めるときは、使 用を許可をしないことができる。
 - (1) 施設, 設備及び展示物を損傷するおそれがあるとき。
 - (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 - (3) 営利を主たる目的とするとき。

- (4) 娯楽を主たる目的とするとき。
- (5) 法、省令その他の法令又はこの要綱の規定に違反するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公益又は旧厩舎の管理運営上支障があると認められるとき。

(使用料)

- 第7条 第3条の規定による許可を受けた者は、特別の事情がある場合を除くほか、別表に 掲げる使用料を前納しなければならない。
- 2 前項の規定により前納した使用料は、特別の事情がある場合を除くほか、返還しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。(許可の取消し)
 - 第8条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。
 - (1) 不正な手段により使用の許可を受けたとき。
 - (2) 使用の許可に付した条件に違反したとき。
 - (3) 旧厩舎の保全又は利用に著しい支障が生じたとき。
 - (4) 本市で特に旧厩舎を使用する必要が生じたとき。
 - (5) 法,省令その他の法令若しくはこの要綱の規定又は係員の指示に違反したとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、公益又は旧厩舎の管理運営上取り消す必要が生じたとき。

(特別の設備の設置等)

- 第9条 使用を許可された者は、特別の設備、装飾等をしようとするときは、あらかじめ、市長の許可 を受けなければならない。
- 2 前項の規定による許可を受けた者は、使用が終ったときは、当該設備又は装飾等を撤去し、原状に復さなければならない。
- 3 前2項に規定する行為に要する費用は、すべて使用者の負担とする。

(遵守事項)

- 第10条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 施設, 設備及び展示物を損傷しないこと。
 - (2) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (3) 所定の場所以外において、喫煙等火気の使用をしないこと。
 - (4) 旧厩舎内及びその近辺において、物品の販売等営利行為をしないこと。
 - (5) 法, 省令その他の法令及びこの要綱の規定並びに係員の指示に従うこと。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、公益又は旧厩舎の管理運営上支障がある行為をしないこと。

(損傷の届出)

第11条 旧厩舎の使用について、施設、設備、展示物等を損傷した者は、すみやかに、市長に届け 出、その指示に従わなければならない。

(損害賠償等)

第12条 使用者は、故意又は過失により、施設、設備及び展示物を損傷したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

2 第3条の規定による使用をしている場合において、第三者の行為等により、展示物等に損傷を受けたときは、本市は、いっさい、その責めを負わない。

(施行の細目)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前に重要文化財旧小寺家厩舎管理規則等を廃止する規則による廃止前の重要文化財旧小寺家厩舎管理規則に基づき教育委員会が行った許可,指定,承認,その他の行為でこの要綱の施行の際現にその効力を有するもの又は旧規則に基づき教育委員会に対してなされた許可,承認の申請その他の行為でこの要綱の際現にその効力を有するものについては,施行日以後にあっては,市長が行った許可,指定,承認,その他の行為又は市長に対してなされた許可,承認の申請その他の行為とみなす。

別表

区分	一般目的外使用	観覧
項目		
観覧者から入場に際して金員を徴収 する場合	8,000 円	一般目的外使用者が定める額
観覧者から入場に際して金員を徴収 しない場合	5,000 円	0円

(備考)

- 1 使用料の額は、1日についての額とする。
- 2 特別の事情がある場合は、この表に掲げるもの以外の使用料を適用することができる。

重要文化財旧小寺家厩舎使用許可申請書

油	戸戸	有長	あ	7

申請	年 月 日
∌r⊒	第 号
許可	年 月 日

rh =≠ = x .	住所					電話	
申請者	氏名						
代表者	住所						
	氏名						
使用日時	年 月	日	時	分から	月	日 時 分	まで
	使用目的				入	場料 □徴収 □不	微収
申請理由	使用計画				1		
特別設備		内部	5				
等の有無	□有 □無						
使用料	減免 □希望する □希望しない	希望	建理由				
決 定	使用 □許 可 □不許可			減免 □減 免 □減免せず		使用料 ()円/1 日×()日 =()円	
	その他						

重要文化財旧小寺家厩舎使用許可書

神	戸	市	長	印	許可
---	---	---	---	---	----

	第	号	
許可	年	月 日	

使用者	住所					
	氏名					
	住所					
代表者	氏名					
使用日時	年 月 日 時 分から 月 日 時 分まで					
	使用目的特別設備等					
	□許可 □不許可					
	許可条件					
	1 施設,設備及び展示物を損傷しないこと。					
	2 騒音又は大声を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。					
注意事項	3 所定の場所以外において,喫煙等火気の使用をしないこと。					
住息事 場	4 施設内又はその近辺において、物品の販売等営利行為をしないこと。					
	5 関係法令及び管理要綱の規定並びに係員の指示に従うこと。					
	6 その他公益又は旧厩舎の管理運営上ふさわしくない行為をしないこと。					
	損害賠償等					
	1 故意又は過失により、施設、設備及び展示物を損傷したときは、市長の定める					
	損害額を賠償しなければならない。					
	2 管理要綱第3条の規定による使用をしている場合において,第三者の行為等に					
	より,展示物等に損傷を受けたときは,本市は,いっさい,その責めを負わない。					
その他						